別紙１

電子申請システム等構築時の情報セキュリティ要件について

電子申請システムを事業者が構築・利用する場合は以下の情報セキュリティの項目について遵守すること

１　インターネットの回線については安全性の高い暗号化通信とすること

２　運用時において稼働速度が低下及び不安定な状況にならないよう、十分な運営環境を提供すること。365 日 24 時間の本サービスを提供が可能な構成とすること。

３　計画的なメンテナンス以外の本サービスの稼働率は 99.9%以上とすること。障害時も原則２時間以内に復旧させること。障害が発生した場合は、区に速やかに報告すること。

４　システムの設置環境は、電源及び空調が適切に管理され、また入退室が制限される場所であること。無停電電源装置を備え、５分以内の電源消失において稼働状態を維持すること。サーバは日本国内に設置していること。

５　クラウド環境を利用する際には ISO/IEC27017 の認証を受けていること。

６　利用ユーザの個人を認証できる仕組みとして、パスワード等による保護を行い、強固なパスワードポリシーを設定すること。2 段階認証の仕組みを採用すること。

７　管理者のパスワードは一般権限のパスワードよりも、定期的変更させる機能や入力回数制限機能など機能強化すること。システムの管理者の不要となった運用アカウントは速やかに削除すること。

８　ユーザのアクセス記録を一定期間残す仕組みとし、容易には改ざんできないようにすること。また、容易に解析できる仕組みを備えること。

９　アクセス記録の種類は、ログイン・ログアウトのほか、システムの特性に合わせ検討し、これを要件確認書に明記すること。

10　ファイアウォールを設け不正アクセスを防止すること。

11　ウィルス対策ソフトを導入しコンピュータウィルスの感染を防止すること。

12　OS、アプリケーションソフトは常時最新の状態に保つこと。

13　サービス不能攻撃を考慮すること。

14　データの入力に関し、無害化処理を行うこと。

15　許可された特定の端末だけログインできる機能を有すること。

16　日単位でのバックアップと、バックアップからの復旧が可能であること。

17　利用する電子申請サービスのサービスレベル契約（SLA）やサービス利用規約、セキュリティホワイトペーパーなどを確認し、サービス提供事業者、自治体及び一般利用者（エンドユーザー）のそれぞれが管理すべき個人情報の責任分解点について明確にすること。